

菰野町新型コロナウイルス関連保証料補給金について —セーフティネット保証4号・5号の保証料を補助します—

新型コロナウイルスによる売上高減少等の事由により、セーフティネット保証4号・5号に関する融資を利用した町内中小企業者等（以下「中小企業者」という）が負担した保証料の一部を補助します。

【対象者】菰野町の認定を受けて、セーフティネット保証4号・5号に関する融資の貸付を受け、三重県信用保証協会に保証料を支払った中小企業者

【補給金の額】貸付金額に対して下記の補給率により得た保証料相当額（中小企業者が負担した額）

区 分	補給率	適用期限（この期限までに菰野町が発行した売上減少認定書により受けた融資が補給対象）
セーフティネット保証4号	0.2%以内	令和6年6月30日まで
セーフティネット保証5号	0.24%以内	令和6年6月30日まで

注：信用保証協会が行う保証料の有担保割引や会計参与割引がある場合は、それを除く

【申請方法】

認定を受けた中小企業者に、菰野町から申請書類をお渡しいたしますので、貸付を実行された中小企業者で保証料の自己負担が発生した方は必要事項を記入のうえ、菰野町役場観光産業課観光商工推進室まで提出してください。

【必要書類】

- ① 補給金交付申請書
- ② 金融機関の発行する信用保証料受入証明書 → 融資を受けた金融機関に発行を依頼してください。
- ③ 信用保証協会の発行する「信用保証決定のお知らせ」の写し
- ④ 補給金交付請求書

注：その他、必要に応じて他の書類を提出していただく場合があります。

【金融機関のみなさま】

補給金の申請には金融機関が発行する「信用保証料受入証明書」が必要となりますので、中小企業者から発行依頼の申し出がありましたら、必要事項を記入していただき、発行をお願いします。（押印は押切印でかまいません）

なお、複数の制度を利用されている場合は、制度につき1枚の「信用保証料受入証明書」が必要となりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ】

菰野町役場 観光産業課 観光商工推進室 電話：059-391-1129